

旧	新
第5編 雪害対策編 第1章 災害予防 第1節 雪害対策の推進 第1 各種事業・計画に基づく対策の実施 ☐ 雪害を防止し、又は雪害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、海岸、道路、港湾、空港その他の公共施設の維持管理を強化するとともに、治水事業、ダム事業、下水道事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、雪崩対策事業、海岸事業、その他の国土保全事業（北海道においては治山事業を含む）、農地防災事業（北海道におけるものに限る）、都市の防災対策事業及び道路の雪害事業、港湾事業を地方公共団体等と連携しつつ計画的かつ総合的に推進し、災害に強い国づくり・まちづくりを行うものとする。 第2 雪害防止施設の整備及び災害に対する安全性の確保等 ☐ 雪崩等の災害から人命を保護するため、及び既存の所管施設の災害に対する安全性を確保するため、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に雪害対策を実施するとともに、点検要領等により計画的に点検を実施するものとする。また、雪害の危険性が高い箇所等公共工事等を実施する際は十分工事中の安全確保を図るものとする。 ☐ 集落等の雪崩による被害を防止するため、雪崩危険箇所において、雪崩防止施設の整備を推進するとともに、雪崩監視装置の設置等警戒避難体制の整備を含めた総合的な雪崩対策の推進に努めるものとする。 ☐ 除排雪機能を有する流路工、流雪用水確保に寄与する砂防ダムの計画的整備を行うものとする。	第5編 雪害対策編 第1章 災害予防 第1節 雪害対策の推進 第1 各種事業・計画に基づく対策の実施 ☐ 雪害を防止し、又は雪害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、 <u>砂防</u> 、海岸、道路、港湾、空港その他の公共施設の維持管理を強化するとともに、治水事業、ダム事業、下水道事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、雪崩対策事業、海岸事業、その他の国土保全事業（北海道においては治山事業を含む）、農地防災事業（北海道におけるものに限る）、都市の防災対策事業及び道路の雪害事業、港湾事業を地方公共団体等と連携しつつ計画的かつ総合的に推進し、災害に強い国づくり・まちづくりを行うものとする。 第2 雪害防止施設の整備及び災害に対する安全性の確保等 ☐ 雪崩等の災害から人命を保護するため、及び既存の所管施設の災害に対する安全性を確保するため、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に雪害対策を実施するとともに、点検要領等により計画的に点検を実施するものとする。また、雪害の危険性が高い箇所等公共工事等を実施する際は十分工事中の安全確保を図るものとする。 ☐ 集落等の雪崩による被害を防止するため、雪崩危険箇所において、雪崩防止施設の整備を推進するとともに、雪崩監視装置の設置等警戒避難体制の整備を含めた総合的な雪崩対策の推進に努めるものとする。 ☐ 除排雪機能を有する <u>溪流保全工</u> 、流雪用水確保に寄与する砂防 <u>えん堤、および地すべり対策事業に係る特定地下水利用による消雪用水施設</u> の計画的整備を行うものとする。
(略)	(略)
第5 都市の防災構造化の推進 (1) 都市の防災構造化対策の計画的推進 ☐ 都市防災推進事業、都市計画基礎調査等により災害の発生状況等の把握に努めるとともに、災害に強いまちづくりを推進するものとする。 (2) 積雪期における都市機能の維持 ☐ 冬期における都市機能の確保を図るため、除雪・消融雪施設、流雪溝、消雪パイプ等の設置により、積雪、堆雪に配慮した体系的な市街地内道路の整備を推進するとともに、地域と連携した雪処理を推進するものとする。 ☐ 中心市街地や通学路、福祉施設周辺等における歩行者空間の確保を図るため、除雪、消雪施設の整備を推進するものとする。	第5 都市の防災構造化の推進 (1) 都市の防災構造化対策の計画的推進 ☐ 都市防災 <u>総合</u> 推進事業、都市計画基礎調査等により災害の発生状況等の把握に努めるとともに、災害に強いまちづくりを推進するものとする。 (2) 積雪期における都市機能の維持 ☐ 冬期における都市機能の確保を図るため、除雪・消融雪施設、流雪溝、消雪パイプ等の設置により、積雪、堆雪に配慮した体系的な市街地内道路の整備を推進するとともに、地域と連携した雪処理を推進するものとする。 ☐ 中心市街地や通学路、福祉施設周辺等における歩行者空間の確保を図るため、除雪、消雪施設の整備、 <u>消流雪用水の確保</u> を推進するものとする。
(略)	(略)

第5編 雪害対策編

第2節 危機管理体制の整備

第1 情報の収集・連絡体制の整備

- 発災時等に災害応急対策の実施に関し必要な情報の連絡を迅速かつ確実に行うことができるよう、省内（本省、地方支分部局等の内部、本省と地方支分部局等の間、地方支分部局等相互間。以下、この節において同じ。）及び関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者との間で情報伝達ルートの確立を図る。
- 災害発生時の情報の収集、連絡、分析体制を、夜間、休日の場合も含めて対応できるよう、役割分担を明確にしてあらかじめ整備しておくとともに、その周知を徹底するものとする。
- 大規模災害発生時における迅速かつ確実な災害情報の収集及び連絡の重要性にかんがみ、勤務先に参集することが必要な職員をあらかじめ指名しておくなど、体制を整備しておくものとする。
- 道路情報モニター制度等の活用を図り、住民、道路利用者からの情報収集体制を強化するものとする。
- 豪雪等災害発生時における迅速かつ的確な除雪を実施するため、地方支分部局は、初動体制に関するマニュアルを整備するなど適切な対応を行うものとする。
- 非常参集者の宿舎は、勤務地の近傍に確保するよう努めるものとする。
- 非常参集者の宿舎には、移動無線電話装置の配備を進めるとともに、情報伝達、参集体制を充実、強化するよう努めるものとする。
- 防災ドクター制度の充実を図り、専門家による分析体制の強化を図るものとする。
- 災害による停電等に対応するため、専用マイクロ回線施設には非常用発電設備を設置するとともに、重要拠点は7日間、他の施設については原則として3日間運転できるよう、燃料の確保、補給、運搬体制の整備を行うものとする。
- 被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため、防災情報の形式を標準化するとともに、情報の収集・伝達システムのIT化に努めるものとする。

第2 通信手段等の整備

- 災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。また、各種情報通信施設についての停電対策を講じておくものとする。
 - ・ 夜間、休日、出勤途上においても、的確に対応できる体制を整備するため、省内関係者への移動通信機器の貸与等の措置を講じる。
 - ・ 災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、専用マイクロ回線の複数ルート化・デジタル化、移動無線電話システムの通信エリアの拡大、衛星通信システムの整備、ヘリコプター画像伝送システムの整備等総合防災情報ネットワークの整備を図るものとする。
 - ・ 災害による通信回線の途絶や災害現地との通信回線の設営等に対応するため、移動無線電話装置、衛星通信車、移動多重無線装置等の通信機材の整備を計画的に推進するものとする。
 - ・ 地方整備局等は、災害現地における機動的な情報収集活動を行うため、災害対策用ヘリコプター、パトロールカー、及び災害対策車等の情報収集・連絡用の機材等

第2節 危機管理体制の整備

第1 情報の収集・連絡体制の整備

- 発災時等に災害応急対策の実施に関し必要な情報の連絡を迅速かつ確実に行うことができるよう、省内（本省、地方支分部局等の内部、本省と地方支分部局等の間、地方支分部局等相互間。以下、この節において同じ。）及び関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者との間で情報伝達ルートの確立を図る。
- 災害発生時の情報の収集、連絡、分析体制を、夜間、休日の場合も含めて対応できるよう、役割分担を明確にしてあらかじめ整備しておくとともに、その周知を徹底するものとする。
- 大規模災害発生時における迅速かつ確実な災害情報の収集及び連絡の重要性にかんがみ、勤務先に参集することが必要な職員をあらかじめ指名しておくなど、体制を整備しておくものとする。
- 道路情報モニター制度等の活用を図り、住民、道路利用者からの情報収集体制を強化するものとする。
- 豪雪等災害発生時における迅速かつ的確な除雪を実施するため、地方支分部局は、初動体制に関するマニュアルを整備するなど適切な対応を行うものとする。
- 非常参集者の宿舎は、勤務地の近傍に確保するよう努めるものとする。
- 非常参集者の宿舎には、移動無線電話装置の配備を進めるとともに、情報伝達、参集体制を充実、強化するよう努めるものとする。
- 防災ドクター制度の充実を図り、専門家による分析体制の強化を図るものとする。
- 災害による停電等に対応するため、専用通信施設には非常用発電設備を設置するとともに、重要拠点は7日間、他の施設については原則として3日間運転できるよう、燃料の確保、補給、運搬体制の整備を行うものとする。
- 被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため、防災情報の形式を標準化するとともに、情報の収集・伝達システムのIT化に努めるものとする。

第2 通信手段等の整備

- 災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。また、各種情報通信施設についての停電対策を講じておくものとする。
 - ・ 夜間、休日、出勤途上においても、的確に対応できる体制を整備するため、省内関係者への移動通信機器の貸与等の措置を講じる。
 - ・ 災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、専用通信施設、移動無線電話システム、衛星通信システム及びヘリコプター画像伝送システムの整備等総合防災情報ネットワークの整備を図るものとする。
 - ・ 災害による通信回線の途絶や災害現地との通信回線の設営等に対応するため、移動無線電話装置、衛星通信車等の通信機材の整備を計画的に推進するものとする。
 - ・ 地方整備局等は、災害現地における機動的な情報収集活動を行うため、災害対策用ヘリコプター、パトロールカー、及び災害対策車等の情報収集・連絡用の機材等

第5編 雪害対策編

について必要な整備を推進するものとする。特に、災害対策用ヘリコプターについては、ヘリコプター活用に関するマニュアルを整備の上、災害発生時に迅速な活用を図るものとする。また、災害対策用ヘリコプター、災害対策車等により収集した災害現地の画像を迅速かつ的確に非常本部等に伝送するシステムの整備を図るものとする。

・災害現地の情報収集を行うため、積雪深計、雨量計、監視用テレビカメラ、非常通報装置等の機器、デジタルカメラを利用した写真伝送システムを計画的に整備するものとする。

・関係機関と連携を図り、一般被害情報、公共施設被災情報等、総合的な防災情報を収集、共有するシステムの整備を図るものとする。

・降雪量等の情報を総合的に収集、処理、配信する総合河川情報システムの整備を図るものとする。

・きめの細かい気象情報、路面情報の提供を行うため、気象情報等の収集装置の整備を進めるものとする。

・道路利用者への適切な情報提供を行うため、道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置の整備を図るものとする。

・河川、道路、港湾、下水道の公共施設管理の高度化、効率化のため、公共施設管理用の光ファイバ網等情報通信基盤の整備を推進するものとする。

また、GISについても開発・整備を推進し、公共施設の被害情報の把握及び提供が迅速かつ的確に行えるようにするものとする。なお、この光ファイバ等を災害発生時の緊急連絡用として地方公共団体が利用できるようにするものとする。

・NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するため、その確保に努めるとともに、その設置場所を周知しておくなど災害発生時において有効に活用できる体制を確立しておくものとする。

・非常本部等による円滑な防災活動を行うため、防災情報を迅速かつ的確に収集・分析・提示できる情報システム等を備えた国土交通省防災センターの整備を推進するものとする。

□関係省庁が整備する画像情報収集システム等へのアクセス手法が確保されるよう努める。

(略)

第4節 防災教育等の実施

第1 防災に関する研修等の実施

□防災に関する専門的な知識の習得及び災害発生時における的確・迅速な対応能力の向上を図るため、国土交通大学校及び地方整備局等において模擬演習等のより実践的な研修を適宜取り入れた防災研修体制を確立し、防災業務に係る職員の研修を強化するものとする。

□道路の防災点検の精度向上を図るため、防災点検技術者を対象として、講習会を実施するものとする。

□職員に対して、災害発生時に適切な措置をとり得るよう関係法令、実務等に関する講習会、研究会等の実施又はその指導を行うものとする。

第2 防災知識の普及

について必要な整備を推進するものとする。特に、災害対策用ヘリコプターについては、ヘリコプター活用に関するマニュアルを整備の上、災害発生時に迅速な活用を図るものとする。また、災害対策用ヘリコプター、災害対策車等により収集した災害現地の画像を迅速かつ的確に非常本部等に伝送するシステムの整備を図るものとする。

・災害現地の情報収集を行うため、積雪深計、雨量計、監視用テレビカメラ等を利用した映像伝送システム、非常通報装置等の機器を計画的に整備するものとする。

・関係機関と連携を図り、一般被害情報、公共施設被災情報等、総合的な防災情報を収集、共有するシステムの整備を図るものとする。

・降雪量等の情報を総合的に収集、処理、配信する総合河川情報システムの整備を図るものとする。

・きめの細かい気象情報、路面情報の提供を行うため、気象情報等の収集装置の整備を進めるものとする。

・道路利用者への適切な情報提供を行うため、道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置の整備を図るものとする。

・河川、道路、港湾、下水道の公共施設管理の高度化、効率化のため、公共施設管理用の光ファイバ網等情報通信基盤の整備を推進するものとする。

また、GISについても開発・整備を推進し、公共施設の被害情報の把握及び提供が迅速かつ的確に行えるようにするものとする。なお、この光ファイバ等を災害発生時の緊急連絡用として地方公共団体が利用できるようにするものとする。

・NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するため、その確保に努めるとともに、その設置場所を周知しておくなど災害発生時において有効に活用できる体制を確立しておくものとする。

・防災情報を迅速かつ的確に収集・分析・提示できる情報システム等のバックアップを検討する。

□関係省庁が整備する画像情報収集システム等へのアクセス手法が確保されるよう努める。

(略)

第4節 防災教育等の実施

第1 防災に関する研修等の実施

□防災に関する専門的な知識の習得及び災害発生時における的確・迅速な対応能力の向上を図るため、国土交通大学校及び地方整備局等において模擬演習等のより実践的な研修を適宜取り入れた防災研修体制を確立し、防災業務に係る職員の研修を強化するものとする。

□道路の防災点検の精度向上を図るため、防災点検技術者を対象として、講習会を実施するものとする。

□職員に対して、災害発生時に適切な措置をとり得るよう関係法令、実務等に関する講習会、研究会等の実施又はその指導を行うものとする。

第2 防災知識の普及

- 防災知識の普及に当たっては、関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力するとともに、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等のマス・メディア、インターネット、国土交通省関係機関誌等の活用、防災に関する図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行、ポスター、横断幕、懸垂幕等の掲示等に努めるものとする。
- がけ崩れ防災週間、土砂災害防止月間、河川愛護月間、道路ふれあい月間、道路防災週間、防災週間、建築物防災週間、雪崩防災週間、防災とボランティア週間等の各種行事を通じて、住民に対し災害の危険性を周知させ、防災知識の普及啓発に努めるものとする。
- 防災に関する講演会、シンポジウム等の開催やキャンペーン運動を適宜実施するとともに、関係団体等との共催等についても参画するものとする。
- 地域の実情に応じて、災害体験館等防災知識の普及等に資する施設の設置に努めるものとする。
- 防災知識の普及を図る際には、高齢者、障害者、外国人、児童等災害時要援護者に十分配慮するよう努めるものとする。

第3 人材の育成

- 被災した公共土木施設や土砂災害等の被害情報の迅速な収集、円滑な災害応急対策や災害復旧事業の査定事務等に資するため、砂防ボランティア、斜面判定士、防災エキスパート等の人材の育成及び活用を図るとともに、公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。

(略)

第2章 災害応急対策

第1節 災害発生直前の対策

- 被害を及ぼす可能性のある気象、降雪量、積雪量等の状況を把握し、災害の発生を予想した場合、地方公共団体等防災機関又は報道機関等を通じて地域住民、道路利用者等に対し速やかに情報を伝達するものとする。

第2節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

- 災害が発生した場合、被害情報を迅速、広域的に収集・連絡するものとする。この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行うものとする。

第1 災害情報の収集・連絡

(1) 雪害情報等の把握、連絡

- 雪害が発生した場合、テレビ、ラジオ等の一般情報、道路パトロール等により、雪害の規模、範囲等について確認するものとする。地方支分部局は、災害対策本部

□NPQ、ボランティア等と連携し、職場、自治会等で地域防災講座の実施など、地域における防災教育を支援する。この際、出前講座を活用するとともに、災害記録の整理等を通じた教材等の開発及び情報提供などの支援を合せて行う。

- 防災知識の普及に当たっては、関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力するとともに、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等のマス・メディア、インターネット、国土交通省関係機関誌等の活用、防災に関する図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行、ポスター、横断幕、懸垂幕等の掲示等に努めるものとする。
- がけ崩れ防災週間、土砂災害防止月間、河川愛護月間、道路ふれあい月間、道路防災週間、防災週間、建築物防災週間、雪崩防止週間、防災とボランティア週間等の各種行事を通じて、住民に対し災害の危険性を周知させ、防災知識の普及啓発に努めるものとする。
- 防災に関する講演会、シンポジウム等の開催やキャンペーン運動を適宜実施するとともに、関係団体等との共催等についても参画するものとする。
- 地域の実情に応じて、災害体験館等防災知識の普及等に資する施設の設置に努めるものとする。
- 防災知識の普及を図る際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮するよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第3 人材の育成

- 被災した公共土木施設や土砂災害等の被害情報の迅速な収集、円滑な災害応急対策や災害復旧事業の査定事務等に資するため、砂防ボランティア、地すべり防止工事士、斜面判定士、防災エキスパート等の人材の育成及び活用を図るとともに、公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。

(略)

第2章 災害応急対策

第1節 災害発生直前の対策

- 被害を及ぼす可能性のある気象、降雪量、積雪量等の状況を把握し、災害の発生を予想した場合、地方公共団体等防災機関又は報道機関等を通じて地域住民、道路利用者等に対し速やかに情報を伝達するものとする。

第2節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

- 災害が発生した場合、被害情報を迅速、広域的に収集・連絡するものとする。この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行うものとする。

第1 災害情報の収集・連絡

(1) 雪害情報等の把握、連絡

- 雪害が発生した場合、テレビ、ラジオ等の一般情報、道路パトロール等により、雪害の規模、範囲等について確認するものとする。地方支分部局は、災害対策本部

第5編 雪害対策編

の設置を必要とする規模の災害が発生した場合、直ちに非常本部等に連絡するものとする。

(2) 被害情報の収集・連絡

□地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力して、災害発生後、施設被害及び公共機関の運行（航）状況等の情報を迅速に収集、相互に連絡するものとする。地方支分部局は、概括的被害情報など緊急に必要な情報は、災害発生後直ちに本省に連絡し、以下順次、内容、精度を高めるものとする。

□本省内外各局は、地方支分部局、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者より所管事務に係る被害状況、応急対策の活動状況、災害対策本部の設置状況、一般被害の状況等を収集し、非常本部等に報告するものとする。

□非常本部等は、所管施設の被害に関する第1次情報等で、緊急に報告を要するものについては、直ちに国土交通大臣をはじめとする幹部に伝達するとともに、総理官邸にも連絡するものとする。

□非常本部等は、本省内外各局より報告を受けた被害情報等を必要に応じ内閣府、総理官邸、関係省庁に連絡するものとする。また、災対法に基づく非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下この編において「政府本部」という。）の設置後は政府本部に連絡するものとする。

□非常本部等は、関係省庁の被害情報・対応状況、政府としての対応状況等に関する情報を適宜本省内外各局、地方支分部局に連絡するものとする。

□応急対策活動情報に関し、関係機関及び関係事業者と相互に緊密な情報交換を行うものとする。

□非常本部等または本省内外各局は、必要に応じ、現地に対して災害に関する情報の収集・連絡等を行う要員を派遣するものとする。

□被害情報等の収集・連絡に当たっては、窓口の一元化に特に留意し、現地等における災害対応等に支障をきたさないよう特に配慮するものとする。

(3) 災害対策用ヘリコプター等による情報収集

□地方整備局等は、災害対策用ヘリコプター、衛星通信車、Ku-SAT等を活用して、被災地の一般的な被害状況及び救助・救援活動に必要な避難路、緊急輸送道路等をはじめとした所管施設の被害状況を迅速に把握するものとする。

□雪害により甚大な被害が発生した場合、非常本部等は、維持管理を行う地方整備局等に対し、災害対策用ヘリコプターの出動準備を直ちに指示するとともに、当該地方整備局等と飛行ルート等について調整の上、速やかに当該ヘリコプターの出動を指示するものとする。なお、非常本部等からの出動指示がない場合でも、当該地方整備局等の判断により出動させることができるものとする。

□大規模な雪害等により、地方整備局等が災害対策用ヘリコプターを緊急に必要とする場合は、その旨非常本部等に要請するものとする。非常本部等は要請があった場合は、当該ヘリコプターの維持管理を行う地方整備局等に対し、出動を指示するものとする。

□災害対策用ヘリコプターの運航は、ヘリコプターの運航に関する規定によるもの

の設置を必要とする規模の災害が発生した場合、直ちに非常本部等に連絡するものとする。

(2) 被害情報の収集・連絡

□地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力して、災害発生後、施設被害及び公共機関の運行（航）状況等の情報を迅速に収集、相互に連絡するものとする。地方支分部局は、概括的被害情報など緊急に必要な情報は、災害発生後直ちに本省に連絡し、以下順次、内容、精度を高めるものとする。

□本省内外各局は、地方支分部局、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者より所管事務に係る被害状況、応急対策の活動状況、災害対策本部の設置状況、一般被害の状況等を収集し、非常本部等に報告するものとする。

□非常本部等は、所管施設の被害に関する第1次情報等で、緊急に報告を要するものについては、直ちに国土交通大臣をはじめとする幹部に伝達するとともに、総理大臣官邸にも連絡するものとする。

□非常本部等は、本省内外各局より報告を受けた被害情報等を必要に応じ内閣府、総理大臣官邸、関係省庁に連絡するものとする。また、災対法に基づく非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下この編において「政府本部」という。）の設置後は政府本部に連絡するものとする。

□非常本部等は、関係省庁の被害情報・対応状況、政府としての対応状況等に関する情報を適宜本省内外各局、地方支分部局に連絡するものとする。

□応急対策活動情報に関し、関係機関及び関係事業者と相互に緊密な情報交換を行うものとする。

□非常本部等または本省内外各局は、必要に応じ、現地に対して災害に関する情報の収集・連絡等を行う要員を派遣するものとする。

□被害情報等の収集・連絡に当たっては、窓口の一元化に特に留意し、現地等における災害対応等に支障をきたさないよう特に配慮するものとする。

(3) 災害対策用ヘリコプター等による情報収集

□地方整備局等は、災害対策用ヘリコプター、衛星通信車、Ku-SAT、CCTV等を活用して、被災地の一般的な被害状況及び救助・救援活動に必要な避難路、緊急輸送道路等をはじめとした所管施設の被害状況を迅速に把握するものとする。

□雪害により甚大な被害が発生した場合、非常本部等は、維持管理を行う地方整備局等に対し、災害対策用ヘリコプターの出動準備を直ちに指示するとともに、当該地方整備局等と飛行ルート等について調整の上、速やかに当該ヘリコプターの出動を指示するものとする。なお、非常本部等からの出動指示がない場合でも、当該地方整備局等の判断により出動させることができるものとする。

□大規模な雪害等により、地方整備局等が災害対策用ヘリコプターを緊急に必要とする場合は、その旨非常本部等に要請するものとする。非常本部等は要請があった場合は、当該ヘリコプターの維持管理を行う地方整備局等に対し、出動を指示するものとする。

□災害対策用ヘリコプターの運航は、ヘリコプターの運航に関する規定によるもの

第5編 雪害対策編

とする。

□ヘリコプターによる情報収集は、目視・テレビカメラの他、赤外線撮影装置、立体写真撮影装置等を活用するなど、ヘリコプター活用に関するマニュアルに基づき多面的に行うものとする。

□地方整備局等が他地方整備局等の衛星通信車の出動を要請する場合には、その旨を非常本部等に報告するものとする。非常本部等は、必要に応じ出動調整を行うものとする。

第2 通信手段の確保

□災害発生直後直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。このため、必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

・直ちに**専用マイクロ回線**等情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うものとする。また、**専用マイクロ回線**等情報通信施設の点検は、電気通信施設の点検に関する**マニュアル**によるものとする。

・移動無線電話システム、衛星通信システム、携帯電話、自動車電話等を活用し、緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

(略)

第5節 災害発生直後の施設の緊急点検

□国土交通省所管施設の管理者は、災害発生後、次の緊急点検実施の体制を速やかに整え、緊急点検を実施するものとする。その際、被災した施設等の被害情報の迅速な収集等を行うため、防災エキスパート制度等により、公共土木施設の管理、点検等に携わってきた人材を活用するものとする。

(1) 河川管理施設等

□雪害発生直後に、河川管理施設、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、雪崩防止施設等の緊急点検を実施するものとする。

(2) 道路施設

□雪害発生直後に、道路パトロール等により緊急点検を実施するものとする。

(3) 航空施設

□雪害発生直後に空港管理者と連携しつつ、空港施設、航空管制施設等の緊急点検を実施し、施設被害情報の収集に努めるものとする。

(4) 都市施設

□都市公園等**都市施設**の点検を実施するものとする。

□下水道については、大規模な災害が発生した場合、あらかじめ作成した計画に従い、直ちに施設の被害状況の調査を行うものとする。

(5) 官庁施設

□官庁施設、非常用発電装置、通信装置等の点検その他必要な措置を講ずるものとする。

□官庁施設の構造体、建築設備等の点検を行うとともに、各省庁より施設被害情報の収集に努め、必要な措置を講ずるものとする。

とする。

□ヘリコプターによる情報収集は、目視・テレビカメラの他、赤外線撮影装置、立体写真撮影装置等を活用するなど、ヘリコプター活用に関するマニュアルに基づき多面的に行うものとする。

□地方整備局等が他地方整備局等の衛星通信車の出動を要請する場合には、その旨を非常本部等に報告するものとする。非常本部等は、必要に応じ出動調整を行うものとする。

第2 通信手段の確保

□災害発生直後直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。このため、必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

・直ちに**専用通信施設**等情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うものとする。また、**専用通信施設**等情報通信施設の点検は、電気通信施設の点検に関する**基準等**によるものとする。

・移動無線電話システム、衛星通信システム、携帯電話、自動車電話等を活用し、緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

(略)

第5節 災害発生直後の施設の緊急点検

□国土交通省所管施設の管理者は、災害発生後、次の緊急点検実施の体制を速やかに整え、緊急点検を実施するものとする。その際、被災した施設等の被害情報の迅速な収集等を行うため、防災エキスパート制度等により、公共土木施設の管理、点検等に携わってきた人材を活用するものとする。

(1) 河川管理施設等

□雪害発生直後に、河川管理施設、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、雪崩防止施設等の緊急点検を実施するものとする。

(2) 道路施設

□雪害発生直後に、道路パトロール等により緊急点検を実施するものとする。

(3) 航空施設

□雪害発生直後に空港管理者と連携しつつ、空港施設、航空管制施設等の緊急点検を実施し、施設被害情報の収集に努めるものとする。

(4) 都市施設

□都市公園の点検を実施するものとする。

□下水道については、大規模な災害が発生した場合、あらかじめ作成した計画に従い、直ちに施設の被害状況の調査を行うものとする。

(5) 官庁施設

□官庁施設、非常用発電装置、通信装置等の点検その他必要な措置を講ずるものとする。

□官庁施設の構造体、建築設備等の点検を行うとともに、各省庁より施設被害情報の収集に努め、必要な措置を講ずるものとする。

(略) 第8節 災害発生時における交通の確保等 第1 道路交通の確保 □道路施設について早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努めるとともに、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。 □災害発生時における被災地への円滑な緊急物資等の輸送を可能とするため、必要となる道路の確保を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保に努めるものとする。 □建設業者等との間の応援協定等に基づき、除排雪等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。	(略) 第8節 災害発生時における交通の確保等 第1 道路交通の確保 □道路施設について早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努めるとともに、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。 □災害発生時における被災地への円滑な緊急物資等の輸送を可能とするため、必要となる 緊急輸送 道路の確保を最優先に応急復旧 や代替路の設定 等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保に努めるものとする。 □建設業者等との間の応援協定等に基づき、除排雪等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。
(略) 第13節 地方公共団体等への支援 □地方公共団体等が所掌する事務に関して大規模な災害が発生した場合、または発生のある場合は、以下の事項について支援を行うものとする。 第1 情報収集、資機材の提供等 □地方整備局等は、必要に応じて災害対策用ヘリコプター、衛星通信車等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、当該地方公共団体等への災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。 □地方運輸局等は交通施設等の被害状況、公共交通機関の運行（航）状況等の応急対策を講じるために必要な情報の収集を速やかに行うとともに、適宜、地方公共団体等に伝達し、情報の共有化を図るものとする。 □災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、地方公共団体等の要請に応じ、応急復旧用資機材や災害対策用機械の提供を行うものとする。 □応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、地方公共団体等の要請に応じ、助言等を行うための係官あるいは防災 アドバイザー 等の専門家の派遣を行うものとする。 第2 避難活動 □地方公共団体等による適切な避難誘導が行われるように、災害、避難地、避難路の状況、土砂災害や雪崩の危険箇所の所在等の情報の住民への速やかな伝達に関して、必要な指導・助言等を行うものとする。 □地方公共団体、地域住民等より、あらかじめ避難場所として指定された施設以外の所管施設について避難場所として使用したい旨の要請があった場合には、施設の状況等を確認の上、適切に対処するものとする。 □地域住民が安全に避難できるよう迅速な除雪等を実施するものとする。 第3 応急仮設住宅の建築支援等 □応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達について、被災都道府県より政府本部	(略) 第13節 地方公共団体等への支援 □地方公共団体等が所掌する事務に関して大規模な災害が発生した場合、または発生のある場合は、以下の事項について支援を行うものとする。 第1 情報収集、資機材の提供等 □地方整備局等は、必要に応じて災害対策用ヘリコプター、衛星通信車等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、当該地方公共団体等への災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。 □地方運輸局等は交通施設等の被害状況、公共交通機関の運行（航）状況等の応急対策を講じるために必要な情報の収集を速やかに行うとともに、適宜、地方公共団体等に伝達し、情報の共有化を図るものとする。 □災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、 原則として 地方公共団体等の要請に応じ、応急復旧用資機材や災害対策用機械の提供を行うものとする。 □応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、地方公共団体等の要請に応じ、助言等を行うための係官あるいは防災 エキスパート 等の専門家の派遣 もしくは斡旋 を行うものとする。 第2 避難活動 □地方公共団体等による適切な避難誘導が行われるように、災害、避難地、避難路の状況、土砂災害や雪崩の危険箇所の所在等の情報の住民への速やかな伝達に関して、必要な指導・助言等を行うものとする。 □地方公共団体、地域住民等より、あらかじめ避難場所として指定された施設以外の所管施設について避難場所として使用したい旨の要請があった場合には、施設の状況等を確認の上、適切に対処するものとする。 □地域住民が安全に避難できるよう迅速な除雪等を実施するものとする。 第3 応急仮設住宅の建築支援等 □応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達について、被災都道府県より政府本部

第5編 雪害対策編

を通じて、又は直接要請があった場合には、速やかにとるべき措置を決定し、政府本部及び被災都道府県に通報するとともに、関係業界団体等に対し、必要な資機材の供給要請等を行うものとする。

□都市基盤整備公団保有地、都市公園内の広場等について、必要に応じ、被災後の一定期間、応急仮設住宅用地としての提供について助言を行うものとする。

□応急仮設住宅の建設に当たっては、特に二次的な雪害及び土砂災害による被害を受けることがないよう、都道府県等に対し、必要な情報の提供を行うものとする。

第14節 被災者・被災事業者に対する措置

第1 被災者等への対応

□地方整備局等は、必要に応じ被災者及びその家族の対応に専任する要員を配置するとともに、関係機関が災害救助法等に基づいて行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行うものとする。

□本省及び地方支分部局等の管理する土地、施設で避難場所としての活用が可能なものにおいて、地方公共団体と協力し、被災者の受入に努める。

□関係公共機関、関係事業者に対しその管理する土地、施設で避難場所としての活用が可能なものにおいて、必要に応じ地方公共団体と協力し、被災者の受入れを要請する。

□被災地方公共団体からの依頼に基づき、自らまたは所管の特殊法人が管理する土地、施設を被災者等の仮設住宅用地、宿泊施設等として提供するよう努める。

□被災地方公共団体から関係公共機関、関係事業者に対し、船舶、ホテルを活用した宿泊施設や炊事・入浴サービスの提供等を要請できるよう必要な情報提供を行う。

□また、被災地方公共団体と関係公共機関、関係事業者の間で支援措置の実施に係わる交渉が円滑に行われるよう、必要な指導・助言を行う。

第2 被災地の住民、事業者に対する特例措置の提供

□被災地の状況に鑑み、必要に応じ、車検の有効期間の延長、近隣の陸運支局での車検の実施、海技従事者国家試験の受験地の変更等被災地の住民に対し、交通行政サービスに係わる特例措置を提供するよう努める。また、被災地以外の地域での営業活動を認めるなど被災地の事業者に対し、免許制度等に係わる法令の弾力的運用を行うよう努める。

第3 適切かつ公正な輸送サービスの提供

□被災地において、適切かつ公正な輸送サービスが提供されるよう、関係公共機関、関係事業者による輸送活動、被災者に対する支援措置、輸送サービスに係わる特例措置等についての相談窓口を設置するとともに、窓口寄せられた問合せ、苦情、要望等には、迅速かつ的確に対応するよう努める。

□不公正な輸送活動や便乗値上げ等に対する監視を強化するとともに、不公正な活動を行った事業者に対しては、速やかに行政処分を行う。

第15節 災害発生時における広報

を通じて、又は直接要請があった場合には、速やかにとるべき措置を決定し、政府本部及び被災都道府県に通報するとともに、関係業界団体等に対し、必要な資機材の供給要請等を行うものとする。

□都市再生機構保有地、都市公園内の広場等について、必要に応じ、被災後の一定期間、応急仮設住宅用地としての提供について助言を行うものとする。

□応急仮設住宅の建設に当たっては、特に二次的な雪害及び土砂災害による被害を受けることがないよう、都道府県等に対し、必要な情報の提供を行うものとする。

第14節 被災者・被災事業者に対する措置

第1 被災者等への対応

□地方整備局等は、必要に応じ被災者及びその家族の対応に専任する要員を配置するとともに、関係機関が災害救助法等に基づいて行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行うものとする。

□本省及び地方支分部局等の管理する土地、施設で避難場所としての活用が可能なものにおいて、地方公共団体と協力し、被災者の受入に努める。

□関係公共機関、関係事業者に対しその管理する土地、施設で避難場所としての活用が可能なものにおいて、必要に応じ地方公共団体と協力し、被災者の受入れを要請する。

□被災地方公共団体からの依頼に基づき、自らまたは所管の特殊法人が管理する土地、施設を被災者等の仮設住宅用地、宿泊施設等として提供するよう努める。

□被災地方公共団体から関係公共機関、関係事業者に対し、船舶、ホテルを活用した宿泊施設や炊事・入浴サービスの提供等を要請できるよう必要な情報提供を行う。

□また、被災地方公共団体と関係公共機関、関係事業者の間で支援措置の実施に係わる交渉が円滑に行われるよう、必要な指導・助言を行う。

第2 被災地の住民、事業者に対する特例措置の提供

□被災地の状況に鑑み、必要に応じ、車検の有効期間の延長、近隣の陸運支局での車検の実施、海技士国家試験の受験地の変更等被災地の住民に対し、交通行政サービスに係わる特例措置を提供するよう努める。また、被災地以外の地域での営業活動を認めるなど被災地の事業者に対し、免許制度等に係わる法令の弾力的運用を行うよう努める。

第3 適切かつ公正な輸送サービスの提供

□被災地において、適切かつ公正な輸送サービスが提供されるよう、関係公共機関、関係事業者による輸送活動、被災者に対する支援措置、輸送サービスに係わる特例措置等についての相談窓口を設置するとともに、窓口寄せられた問合せ、苦情、要望等には、迅速かつ的確に対応するよう努める。

□不公正な輸送活動や便乗値上げ等に対する監視を強化するとともに、不公正な活動を行った事業者に対しては、速やかに行政処分を行う。

第15節 災害発生時における広報

第5編 雪害対策編

□一般住民や被災者の家族等のニーズを十分把握し、被害の状況、応急対策状況、二次災害の危険性、公共交通機関の運行（航）状況、交通規制・迂回路等の道路状況等、住民や被災者等に役立つ<u>正確かつきめ細やかな</u>情報をマス・メディア、インターネット等を通じて適切に提供するものとする。また、被災者等から、これらの情報について問合せがあった場合に的確な対応ができるよう努めるものとする。 □非常本部等は、情報の公開、広報活動の内容等について、関係機関と相互に連絡を取り合うものとする。 □地方支分部局は、あらかじめ整備された災害発生時における広報に関するマニュアル等に基づき、広報活動を的確に行うものとする。 （略）	□一般住民や被災者の家族等のニーズを十分把握し、被害の状況、応急対策状況、二次災害の危険性、公共交通機関の運行（航）状況、交通規制・迂回路等の道路状況等、住民や被災者等に役立つ情報をマス・メディア、インターネット等を通じて<u>迅速・</u>適切に提供するものとする。また、被災者等から、これらの情報について問合せがあった場合に的確な対応ができるよう努めるものとする。 □非常本部等は、情報の公開、広報活動の内容等について、関係機関と相互に連絡を取り合うものとする。 □地方支分部局は、あらかじめ整備された災害発生時における広報に関するマニュアル等に基づき、広報活動を的確に行うものとする。 （略）
第3章 災害復旧 （略）	第3章 災害復旧 （略）
第2節 災害復旧の実施 第1 査定の早期実施 □災害発生後、河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、下水道、公園、空港、都市施設、住宅等の早期復旧のため、できる限り速やかに査定を実施して事業費を決定し、早期復旧に努めるものとする。また、民生の安定、交通の確保、施設の増破の防止等のため、特に必要がある場合には、応急本工事を実施するものとする。 （略）	第2節 災害復旧の実施 第1 査定の早期実施 □災害発生後、河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、<u>雪崩防止施設</u>、道路、港湾、下水道、公園、空港、都市施設、住宅等の早期復旧のため、できる限り速やかに査定を実施して事業費を決定し、早期復旧に努めるものとする。また、民生の安定、交通の確保、施設の増破の防止等のため、特に必要がある場合には、応急本工事を実施するものとする。 （略）
第4 再度災害の防止 □河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、鉄道、港湾、下水道、公園、空港、その他交通施設及び都市施設等の被災施設の復旧に当たっては、自ら又は地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、原形復旧を基本にしつつも、再度災害の防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。	第4 再度災害の防止 □河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、<u>雪崩防止施設</u>、道路、鉄道、港湾、下水道、公園、空港、その他交通施設及び都市施設等の被災施設の復旧に当たっては、自ら又は地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、原形復旧を基本にしつつも、再度災害の防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。